

建築行為等の制限について

地区画整理法第76条(建築行為等の制限)の規定により、組合設立認可の公告のあった日から、換地処分の公告の日までは、この法律の適用を受けることとなります。建築行為等については次のような制限があります。

①土地の区画形質の変更

(例えば、私道を作ったり、土盛りをしたり、土地を掘ったりすること。ただし、農地の耕作については該当しません。)

②建築物、その他の工作物の新築、改築、増築。

③移動の容易でない(5トンをこえる)物件の設置又はたい積。

以上の①から③に該当する場合は、あらかじめ本組合を通じて、所沢市長の許可が必要になります。許可申請は、一般の建築確認申請の提出前となっておりますので、ご承知おきください。

土地の権利の異動等の届出について

地区画整理法第85条第5項及び本組合定款第63条の規定により、土地・建物の権利の異動(所有権の移転、住所・氏名等の変更、土地の分筆、合筆の変更及び地積の増減、又は建築物について登記の変更、分割及び建坪の増減等)を行う場合、権利者は関係書類を添えて、速やかに本組合へ届出してください。

もし届出をしない場合は、従前の権利関係によって換地設計その他を計画することとなりますので、特にご留意願います。

基準地積の更正について

本地区内の宅地について、換地を定めるための基準地積は、組合設立認可の公告があつた日(平成29年4月3日)現在の土地登記簿上の地積とします。宅地地積が基準地積と異なると認める場合は、本組合定款第50条の規定により、組合設立認可の公告があつた日から100日以内に組合に対して、土地の実測図を添えて地積の更正を申請することができることになっています。

代表者及び代理人の届出について

①代表者の届出について

地区画整理法第130条第2項及び本組合定款第64条の規定により、施行地区内の宅地について所有権又は借地権をそれぞれ共有している者は、共有者のうちから代表者を定めて組合に届出してください。

※共有で土地をお持ちの方については、別途代表者選任届をお送りいたします。

②代理人の届出について

宅地について権利を有する者で、所沢市内に居住しない者は、本組合定款第64条第2項の規定により、事業施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、所沢市内に居住する者のうちから代理人を指定することができます。

代理人を定めた場合は組合に届出してください。

※また、代表者又は代理人を変更し、又はその指定を取り消したときも、その旨を組合に届出していただくことになります。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合になり本格的に事業がスタートしました。安全・安心・便利かつ快適に生活できるまちづくりの実現に向けて、一步一步着実に進めてまいります。

今回、皆様にご説明した内容で、不明な点やご意見、ご要望等がございましたら、組合事務局までご連絡ください。

今後とも、より良いまちづくりを目指し活動して参りますので、皆様のご支援・ご協力の程、宜しくお願ひいたします。

【組合事務局】

昭和株式会社 (担当)周藤・小池・中留

〒114-0016

東京都北区上中里1丁目11番8号

電話 03-3910-7110 FAX 03-3910-7171